

第 3 9 号議案

足立区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立公園条例の一部を改正する条例

足立区立公園条例（昭和 3 3 年足立区条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 運動場の部千住スポーツ公園の款中「 2 , 7 0 0 円」を「 2 , 9 0 0 円」に改め、全日（午前 9 時～午後 5 時）の項を削り、「 1 , 4 0 0 円」を「 1 , 5 0 0 円」に改め、同表弓道場の部中「 1 , 5 0 0 円」を「 1 , 4 0 0 円」に、「 1 , 8 0 0 円」を「 1 , 7 0 0 円」に、「 2 , 2 0 0 円」を「 2 , 0 0 0 円」に改め、全日（午前 9 時～午後 9 時）の項を削り、「 5 0 0 円」を「 5 5 0 円」に改め、同表相撲場の部中「 1 , 5 0 0 円」を「 1 , 4 0 0 円」に、「 1 , 8 0 0 円」を「 1 , 7 0 0 円」に、「 2 , 2 0 0 円」を「 2 , 0 0 0 円」に改め、全日（午前 9 時～午後 9 時）の項を削り、同表野球場の部中「 1 , 3 0 0 円」を「 1 , 4 0 0 円」に改める。

別表第 3 中

「

4,600円	5,300円	5,900円	1万4,000円
2,500円	2,900円	3,500円	8,200円
1,200円	1,400円	1,600円	3,700円
7,100円	8,200円	9,300円	2万2,200円
500円	600円	600円	1,500円
2,300円	2,500円	3,500円	7,600円
2,100円	2,300円	3,300円	6,700円

3,600円	4,100円	5,900円	1万2,300円
1,900円	2,100円	2,800円	6,100円
1,300円	1,400円	1,800円	4,000円
1,100円	1,200円	1,700円	3,400円
3,500円	4,000円	5,300円	1万1,400円
500円	600円	600円	1,500円
1,100円	1,200円	1,200円	3,000円
2,300円	2,500円		4,800円
5,300円	6,000円	6,800円	1万6,300円

」

を  
「

4,200円	5,400円	6,400円	1万5,300円
2,300円	2,700円	3,200円	7,400円
1,100円	1,500円	1,700円	4,000円
7,400円	9,000円	1万200円	2万4,400円
500円	600円	600円	1,600円
2,100円	2,300円	3,200円	6,900円
1,900円	2,100円	3,000円	6,100円
3,300円	3,700円	5,400円	1万1,100円
1,800円	1,900円	2,600円	5,500円
1,200円	1,300円	1,700円	3,600円
1,000円	1,100円	1,600円	3,100円
3,200円	3,600円	4,800円	1万300円
500円	600円	600円	1,600円
1,000円	1,100円	1,100円	2,700円
2,100円	2,300円		4,400円

5,800円	6,600円	7,400円	1万7,900円
--------	--------	--------	----------

」

に改める。

別表第4備考4を削る。

別表第5駐車場の部30分以内の項を削り、同部中「30分を超えた場合」を削る。

付 則

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、既に使用の承認を受けているものの使用料については、なお従前の例による。

( 提案理由 )

公園の有料施設の使用料の額を改定するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。